

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、千代田都市計画道路三・五・七号春木本郷線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十四年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

千代田都市計画道路三・五・七号春木本郷線

二 都市計画を変更する土地の区域

北広島町今田字本郷、後有田字新地、後有田字大石

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木局都市計画課、北広島町建設課

四 縦覧期間

平成二十四年十月九日から平成二十四年十月二十三日まで